開催日時	令和2年10月27日(火)	午後1時57分	
開催場所	和歌山労働局6階会議室	午後 2 時15分	
出席状況	公益を代表する委員	出席4名	定数5名
	労働者を代表する委員	出席 4 名	定数 5 名
	使用者を代表する委員	出席 5 名	定数 5 名

# ○会長

ただ今から、第6回和歌山地方最低賃金審議会を開催いたします。

事務局から委員の出席状況、会議の成立、傍聴等について御報告お願いします。

## ○事務局(嶋本)

本日の委員の出席状況と会議の成立について、御報告いたします。

本日、本田委員と裏野委員が御欠席ということを伺っております。公益委員4名、労働者側委員4名、使用者側委員5名、委員15名中13名が出席しており、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による定足数、各代表の3分の1以上又は全体の3分の2以上を満たしており、本会議が成立していることを御報告いたします。

また、本会議は公開となっており、傍聴公示を行いましたが、傍聴希望はご ざいませんでしたことを合わせて御報告いたします。

資料番号1~3までつけさせていただいております。それと別紙として答申 文案を机上に置かせていただいておりますが、後ほど会議の中で説明させてい ただきたいと思います。

### ○会長

それでは、最初の議題であります特定最低賃金の改正決定について審議します。

まず、百貨店、総合スーパーの最低賃金について、10月12日の本審で改正の

必要性の有無について労働局長から諮問を受けて、10月26日、昨日ですが、特別小委員会において必要性の有無について審議を行ったところですが、特別小委員会での結果について、事務局から説明をお願いします。

# ○事務局(嶋本)

特別小委員会の結果について、事務局から御報告いたします。

特別小委員会は、金川委員長のもと公労使3名ずつで構成され、審議が行われました。

お手元の資料番号2に報告書の写しがございますので、御参照いただけたらと思います。本文を朗読させていただきます。

# 〈事務局は特別小委員会報告書を朗読〉

以上、改正決定の審議が必要との結論に至ったことを報告いたします。

### ○会長

ただ今の特別小委員会の報告について御意見、あるいは御質問等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

#### 〈意見なし〉

意見がないようですので、百貨店、総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について、審議会としての意見の取りまとめを行いたいと思います。 特別小委員会の報告どおり「改正決定する必要あり」と決議することに異議はございませんでしょうか。よろしいですか。

### 〈異議なし〉

では、全会一致で承認いただきましたので、事務局は答申案を作成してください。

### ○事務局(嶋本)

手続きの迅速化のためにあらかじめ案を作成しまして、お手元に配布させていただいております。別紙で、資料とは別につけさせていただいているところでございます。

# 〈答申案を朗読〉

## ○会長

ただ今の答申案について御意見はございますでしょうか。 使用者側どうでしょう。よろしいですか。労働者側の方もよろしいですか。 公益よろしいですか。

# 〈意見なし〉

それでは、答申書を局長にお渡しすることといたします。

〈会長は答申文を朗読し、労働局長に手渡し〉

ただ今、局長に対し、百貨店、総合スーパー最低賃金について「改正の必要性あり」と答申しましたので、続いて同最低賃金の改正決定について局長から諮問を受けたいと思います。

〈労働局長は諮問文を朗読し、会長に手渡し〉

# ○会長

それでは、諮問を受けましたので、百貨店、総合スーパー最低賃金の金額審議については、専門部会を設置して審議をしていただくことになります。今後の専門部会の手続きについて、事務局から説明をお願いします。

### ○事務局(嶋本)

専門部会については、最低賃金法第25条第2項の規定に基づきまして設置して、審議をお願いすることになります。

また、審議会令第6条の委員は9人以内、公労使が同数という規定に基づき

まして、公労使が各3名で合計9人体制となっております。

また、審議会令第3条に基づきまして、労働者代表委員と使用者代表委員につきましては、候補者の推薦の公示を行いまして、推薦があった者から労働局長が任命することとなります。本日この会議終了後に推薦の公示を行う予定としておりますが、公示期間は本日から2週間後の11月10日までといたしますので、労働者代表委員、使用者代表委員の推薦につきましては、百貨店、総合スーパーの専門部会委員の推薦につきましてよろしくお願いします。以上です。

## ○会長

ただ今の事務局の説明のとおり、11月10日の期日までに労使各側から専門 部会の委員を推薦ということで御承知願います。

なお、公益側の専門部会の委員ですが、協議の結果、足立委員、岡田委員、 本田委員の就任を予定しております。

続きまして、専門部会の審議運営について、事務局から提案があるとのことですので、お願いします。

#### ○事務局(嶋本)

専門部会の審議運営について提案させていただきます。

これは、県最賃とか鉄鋼の最低賃金の審議の際にも同じようなことで進めていただいたところなんですが、審議会令第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって、審議会の決議とすることができる。」というふうに規定されておりまして、審議の効率的な運営の観点から、専門部会が全会一致の場合のみ、この規定を適用し、専門部会の決議をもって審議会の決議とすることを、事務局として提案させていただきます。こちらの審議会令第6条第5項の適用について御検討をお願いしたいと思います。

#### ○会長

審議会令第6条第5項の適用について、いかがでしょうか。

今回の特定最低賃金についても専門部会の決議が全会一致であれば、適用 することについて、意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

#### 〈異議なし〉

異議なしということで、百貨店、総合スーパー最低賃金専門部会の審議について、審議会令第6条第5講の規定を適用することといたします。

次に、特定最低賃金の審議の大まかなスケジュールについて、事務局から説明をしてください。

## ○事務局(嶋本)

それでは、審議の大まかな日程について説明させていただきます。

先程申し上げましたとおり、11月10日までに専門部会の労側、また使側の 委員の推薦をいただきまして、速やかに専門部会の委員を確定したいと考え ております。

その後、11 月下旬から 12 月のできるだけ早い時期に専門部会を始められるよう日程調整を行っていきたいと考えております。

1回目は、事務局の方で調整をさせていただきますが、2回目以降の専門部会の審議の日程につきましては、専門部会において御検討いただくということになります。だいたい毎年3回から4回の専門部会をしておりますので、今年もそうなるかと思いますけれども3回から4回の専門部会を経て、例年よりだいたい2か月遅れの進行となっておりますので、出来れば年内の結審を目途に御審議をお願いしたいというふうに考えております。

先程、審議会令第6条第5項の規定を適用することで御同意いただきましたが、もし専門部会で一定の審議を尽くしても全会一致が得られない場合は、本審を開いて採決を行うことになります。

特定最賃の金額審議については全会一致が原則ということになっておりますけれども、とはいえ、採決を行った例もありますので、専門部会の日程調整と並行して本審も予定しておいて、必要がなくなればキャンセルするということにさせていただければと思います。

また、これまで特定最賃の改正決定の答申に関し異議が申し出られたことはなかったかと思いますが、異議の申出があった場合は異議審を開催する必要がございます。

これらの日程についても後日改めて調整のための聞き合わせをさせていた

だけたらと思いますので、何度もお手数申し訳ないですが、ご協力をお願いい たします。

以上、今後の特定最賃の大まかなスケジュールの説明です。

#### ○会長

ただ今スケジュールについて説明がありましたが、何か御質問ございますでしょうか。

### 〈意見なし〉

事務局から後日、日程調整について通知があるということなので、各委員の 方々、よろしくお願いいたします。

では次に、鉄鋼業最低賃金の改正決定について、現在の状況を事務局から報告してください。

## ○事務局(嶋本)

鉄鋼業最低賃金の改正の状況について御説明させていただきます。併せて 資料番号2と資料番号3を御覧いただけたらと思います。

資料番号2が専門部会報告の写し、資料番号3が審議会の答申の写しということになっております。

鉄鋼業最低賃金につきましては、専門部会において9月30日、10月7日、10月19日の3回にわたって熱心な御審議をいただき、資料2の報告書になりますけれど、全会一致で現行から1円引上げて949円とする旨の御結論をいただきました。

先だって第4回の本審で、全会一致の場合は専門部会の決議をもって審議会の決議とするという審議会令第6条第5項の規定の適用を議決いただきましたので、資料3の答申の写しのとおり、専門部会の結審した10月19日付で審議会長名での答申をいただいているということになっております。

答申に対する異議申出期間が11月4日までということになっておりまして、この間に異議申出がなければ12月30日、これ指定日発行ということになるのですが、12月30日の効力発生に向けて速やかに手続きを進めますが、もし異議の申出があれば、先だって第4回の本審でも仮に御提案させていただ

きましたけれども、11月16日月曜日の午前10時から異議審を開催させていただけたらというふうに考えております。これも必要がなくなれば速やかにキャンセルの連絡を差し上げます。

以上、よろしくお願いいたします。

# ○会長

ただ今の事務局の説明について何かございますでしょうか。よろしいですか。

異議審について11月16日月曜日の午前10時から仮に予定しておいて、必要がなくなれば中止するという事務局案についてはどうでしょうか。よろしいですか。

# 〈意見なし〉

それでは最後の議題ですが、その他何かありますでしょうか。 事務局の方から何かありますか。よろしいですか。

# 〈意見なし〉

それでは特にないようですので、以上をもちまして本日の会議を終了といたします。

ありがとうございました。



令和2年10月27日

和歌山労働局長 池田 真澄 殿

和歌山地方最低賃金審議会 会長 冨山信彦

和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和2年10月12日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。



和労発基 1027 第 1 号 令和 2 年 10 月 27 日

和歌山地方最低賃金審議会 会長 冨山信彦 殿

和歌山労働局長 池田 真澄

最低賃金の改正決定について (諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記 最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

和歌山県百貨店,総合スーパー最低賃金 (平成20年和歌山労働局最低賃金公示第2号)